

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>【目次】</p> <p>I ・ II（略）</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 ～ III-3（略）</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>III-4-1 ～ III-4-13（略）</p> <p>III-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>III-4-14-1 ～ III-4-14-9（略）</p> <p>III-4-14-10 <u>経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】</u></p> <p>III-4-14-11 ～ III-4-14-14（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>【目次】</p> <p>I ・ II（略）</p> <p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 ～ III-3（略）</p> <p>III-4 農協法及び農中法等に係る事務処理</p> <p>III-4-1 ～ III-4-13（略）</p> <p>III-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】</p> <p>III-4-14-1 ～ III-4-14-9（略）</p> <p>III-4-14-10 <u>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】</u></p> <p>III-4-14-11 ～ III-4-14-14（略）</p> <p>III-4-14-15 <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】</u></p> <p>III-4-14-16 <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】</u></p> <p>III-4-14-17 <u>金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】</u></p> <p>III-4-14-18 <u>金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の当該特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】</u></p> <p>III-4-14-19 <u>金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】</u></p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

<p>Ⅲ-4-15 (略) Ⅲ-5 ・ Ⅲ-6 (略) Ⅳ ~ Ⅸ (略)</p> <p>【本編】 Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】 Ⅲ-4-14-1 ~ Ⅲ-4-14-9 (略)</p> <p>Ⅲ-4-14-10 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】 (略)</p> <p>Ⅲ-4-14-11 ~ Ⅲ-4-14-14 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>Ⅲ-4-14-20 金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】</u></p> <p>Ⅲ-4-15 (略) Ⅲ-5 ・ Ⅲ-6 (略) Ⅳ ~ Ⅸ (略)</p> <p>【本編】 Ⅲ 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ-4 農協法及び農中法等に係る事務処理 Ⅲ-4-14 金融機能強化法に関する留意事項【共通】 Ⅲ-4-14-1 ~ Ⅲ-4-14-9 (略)</p> <p>Ⅲ-4-14-10 <u>震災特例金融機関等、又は、震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】</u> (略)</p> <p>Ⅲ-4-14-11 ~ Ⅲ-4-14-14 (略)</p> <p><u>Ⅲ-4-14-15 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における株式等の引受け等の決定に関する留意事項【共通】</u> <u>新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第 5 条第 1 項及び第 17 条第 1 項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u> <u>(1) 金融機能強化法附則第 26 条第 1 項、又は、第 27 条第 1 項に基づく株式等の引受け等の申込みを行うことに関する要件</u> <u>金融機能強化命令附則第 13 条第 1 項第 1 号、第 16 条第 1 項第 7 号イに基づいて提出される理由書の審査に当たっては、当該金融機関等が新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等である旨が記載されているか確認する。</u></p>
--	---

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

また、当該金融機関等における新型コロナウイルス感染症等（金融機能強化法附則第 26 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置をいう。以下同じ。）の影響を受けた者への信用供与の状況が記載されているか確認する。

(2) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 4 号及び第 17 条第 1 項第 3 号に規定する要件

審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。
- ② 減資若しくは準備金の減少等による繰越欠損金の処理がなされている、又は、当該処理が計画に盛り込まれている等、公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。
- ③ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により職員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号に規定する要件に限る。）。

(3) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 8 号及び第 17 条第 1 項第 4 号ホに規定する要件

審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第 5 条第 1 項第 11 号及び第 17 条第 1 項第 8 号に規定する要件

審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

Ⅲ-4-14-16 新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等における経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等【共通】

新型コロナウイルス感染症特例金融機関等、又は、新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を提出する場合における金融機能強化法第10条及び第11条並びに第20条及び第21条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

① 経営強化計画の履行状況のフォローアップ

経営強化計画の履行状況についてフォローアップを行うに当たっては、履行状況報告において、経営強化計画に掲げられた各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載されているか検証するものとする。

② 監督上の措置

履行状況報告に記載された、経営強化計画に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、当該計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

Ⅲ-4-14-17 金融機能強化法附則第29条第1項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項【農中】

金融機能強化命令附則第22条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした農水産業協同組合等による資産の査定が、利用することができる直近の情

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

報に基づき適切にされていること。」については、特定支援の申込みをした農水産業協同組合等による当該申込みをした日前1年以内の一定の日の資産の査定について、監査法人等又は全国漁業協同組合連合会との協議を経ていることとする。

Ⅲ－４－１４－１８ 金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する農中が農水産業協同組合等から特定支援の申込みを受けた場合の当該特定支援に係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に係る留意事項【農中】
Ⅲ－４－１４－６を参照すること。

Ⅲ－４－１４－１９ 金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における優先出資の引受け等の決定に関する留意事項【農中】

農中が金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項に規定する優先出資の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。

(1) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要件

① 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」の審査に当たっては、当該方針が協同組織金融関係機関全体において、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するものとなっていること。

② 農水産業協同組合等に対する経営指導の方針やその内容が、当該農水産業協同組合等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。

③ 農水産業協同組合等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。

ア 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策

イ 優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済のための対応を図る時期の見通し

ウ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するため

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

の方策

(2) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する要件
審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。

- ① 協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理体制や農水産業協同組合等に対する経営指導体制が構築されていること。
- ② 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針において、優先出資の引受け等を求める額及びその内容並びに協同組織中央金融機関等の収益力等に照らして、優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保の方針が合理的なものとなっていること。
- ③ 公的資金の配当の確保に向けた態勢が整っていること。
- ④ 公的資金の管理運用体制（農水産業協同組合等からの特定支援の申込みに対する審査体制を含む。）が適切なものとなっていること。

(3) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 4 号に規定する要件

審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、新型コロナウイルス感染症等による協同組織金融関係機関の財務基盤への潜在的な影響も踏まえ、協同組織金融関係機関の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該協同組織金融関係機関が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮し、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に継続的に貢献するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。

(4) 金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 6 号に規定する要件審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される農中の貸借対照表等の財務諸表が、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。

Ⅲ－４－１４－２０ 金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置【農中】

農中が金融機能強化法附則第 29 条第 1 項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する場合における金融機能強化法第 34 条の 8 及び 9 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。

(1) 農中が行う当局に対する報告について

系統金融機関向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

金融機能強化法第34条の8第1項第5号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（農中が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る各種施策の実施状況が実績計数を含め具体的に記載していることを確認するものとする。

(2) 監督上の措置

履行状況報告に記載された、協同組織金融機能強化方針に掲げられた施策の実施状況（実績計数を含む。）を十分に検証した上で、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の再生状況等を勘案し、特に必要があると認められる場合には、協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。

（注）なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由及び収益改善策等について報告を求めるものとする。

当該報告等により、上記の場合に至った要因がやむを得ない事情に基づくものであるかどうか、新型コロナウイルス感染症等からの地域経済の再生に資する方策が適切に履行されているかどうか、当該特別関係協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域の収益環境が回復しているかどうか等を十分に検証した上で、特に必要があると認められる場合には、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。

附 則

この通知の改正は、令和2年〇月〇日から適用する。